

第79回平塚市個人情報保護審査会議事録

日時 令和6年2月13日(火) 9:30~12:50	場所 平塚市役所本館7階 720会議室(2)
-------------------------------	---------------------------

出席者 18人
委員 児玉委員、佐藤委員、長谷川委員、蓑島委員、和田委員
事務局 木村課長、荒課長代理、酒井主査、青木主査、中島主事
実施機関 固定資産税課：石井課長、島津課長代理 産業推進課：寺島課長、田邊課長代理 市民課：西山課長、武田課長代理 学務課：市川課長、柳泉課長代理 教職員課：太田主管、大見主査 介護保険課：五島課長、鈴木課長代理

諸坂会長が欠席、職務代理者の佐藤委員がオンライン出席であったことから、児玉委員を議長とし、議事を進めた。

議題

(1) 保有個人情報に係る事故報告について【公開】

実施機関から個人情報に係る事故報告について、発生の経緯や対応結果、再発防止策等の報告を受けた。

課名	発生事案
固定資産税課	誤交付
産業振興課	誤送付
市民課	誤交付
学務課	その他(誤廃棄のおそれ)
教職員課	紛失
	紛失
	誤廃棄、紛失
介護保険課	誤送付
	誤送付
	誤送付
	誤送付
	誤送付

【固定資産税課】

- ・ (委員) 同様の事例が起きていないか遡って確認したのか。
(実施機関) 令和4年4月からは発生していないことを確認している。
- ・ (委員) 誤って交付された証明書を持ち帰ったA氏は自宅に帰って中身を見たのか。
(実施機関) 職員がすぐに自宅へ伺い回収した時に、A氏は初めて自分のものではない書類であったことに気づいたため、中身は見えていないことを確認した。
- ・ (委員) 封筒は開封されていたのか。
(実施機関) 交付する時は書類のみで封筒は渡さないため、自身で窓口の脇に置いている封筒に入れてお持ち帰りになった。
- ・ (委員) 窓口で番号を呼び出した時、確認するのは番号のみなのか。窓口に来ら

れた時に番号と本人であることを確認すればよいのではないか。

（実施機関）最初の申請の時には身分証明書で確認しているが、最終的に書類を交付する時は番号でのみ確認していた。再発防止のための措置として、申請者にも証明書の記載事項を確認してもらうことを徹底している。

- ・（委員）昼休みの要員配置はどのようになっているのか。その配置が手続きに影響があるのか。
（実施機関）当番制で対応している。通常は主に会計年度任用職員が窓口対応を行っているが、償却資産担当正規職員が行うこともあり、昼休みの配置だからといって誤交付のリスクが高まることはない。
- ・（委員）昼当番のルールはあるのか。
（実施機関）昼休みの当番は各担当1名ずつ配置し、前後1時間ずらして昼休憩を取ることとなっている。
- ・（委員）昼休み時間帯にも事故が発生する可能性はあるため、課長や課長代理どちらかは必ず在席しているべきであると考えるが、現状はどうか。
（実施機関）課として管理職が常時在席というルールはない。慣例的に誰かしらに在席している状況である。
- ・（委員）市役所は昼休みでも対応している市民窓口があるため、昼休みの窓口対応及び要員配置について、内規等はあるのか。内規等がある自治体もあると思うので、確認して作成すると良いのではないか。
（事務局）内規等があるのか確認し、後日回答する。また、職員課へ審査会でいただいた意見として伝える。
- ・（委員）法務局では、申請者に申請書と証明書をペアで見せて、確認するようにしていたので改善策の参考にしてほしい。

【産業振興課】

- ・（委員）データベースの入力方式を変える改善策を講じて、その後問題が発生していないのであればよいと考える。
- ・（委員）発送作業のために基のデータベースを大きく編集するのか。
（実施機関）基のデータベースの項目を抽出して金額を算出し、利子補給期間ごとに新たなデータを作成して、問い合わせに対応している。また、1つのデータが大きくならないように工夫している。
- ・（委員）今までなぜ基のデータベースと発送用に作成したデータベースの照合を行わなかったのか。
（実施機関）発送用に新たに作成したデータベースと発送文書を確認すればよいという認識でいた。本件発生後は、基のデータベースを編集する必要がない様式に変更し、データ入力者と別の担当者が入力内容の照合を行っている。
- ・（委員）事業所名がない場合はブランクになるように設定すればよいと思うが、なぜそういった設定をしていないのか。
（実施機関）事業所名のみの場合は、「御中」、個人名がある場合は「様」と印

字されるようにしているため、そういった設定はしていない。

- ・（委員）データベースのあり方が正しいのかということが根本的な問題であると考えられる。古いデータベースを使い回しているように感じるため、データベースを作成し直した方が良いのではないかと考える。
- ・（委員）平塚市の場合は、デジタル化やデータ作成方法について、所管している課はあるのか。
（事務局）デジタル推進課になる。データの規模によるが、エクセルやアクセスを活用するような規模のものは各課で対応する。
- ・（委員）全庁的にデータベースを作成する事務はあると思うが、統一的な方針等はあるのか。
（事務局）件数によると考える。
- ・（委員）件数に応じて方針を作成すればよいのではないかと考える。
- ・（委員）今の時代、不正アクセスの対策については各課対応ではなく全庁で統一して講じる必要があるのではないかと考える。
（事務局）平塚市には情報セキュリティ指針があるが、その中でデータベースの取扱いに関するセキュリティ及びアプリケーションのセキュリティについて、規定されている内容をデジタル推進課に確認し、後日回答する。
- ・（委員）今回の改善策は暫定的なものとして取り扱うこととする。
- ・（委員）データベースの照合について、ダブルチェックは声に出して読み合わせを行っているのか。
（実施機関）データベース入力後に、別の担当者が紙と入力内容の照合を目視で行っている。
（委員）目視ではなく、声に出して行うべきである。

【市民課】

- ・（委員）マイナンバーカードを利用した特例転入届の制度はいつ頃から開始したのか。事故発生時点で、この事務に慣れていなかったのか。
（実施機関）マイナンバーカード導入以降から開始している。業務には慣れているが、届出を受けてから2週間以内で同一の生年月日の方がいたため誤ってしまった。
- ・（委員）デフォルトで2週間の期間を設定して検索している方法は間違っていないのか。
（実施機関）間違っていない。事故発生後は、マイナンバーによる照合を行っているため、同様の事故は発生しないと考えている。
- ・（実施機関）最終的にプリンターから取り出すときや窓口で交付する時に誤るリスクはあるため、交付時に申請者にも内容を確認してもらうことを徹底している。
- ・（委員）今回の事務について、国からの通知内容と照合すると対策方法は正しい

のか。根拠となる国の統一方針を確認し、逸脱しない運用を考えるべきである。

（実施機関）本人確認については、通知があるが、マイナンバーを利用した事務の取扱いについては確認する。

【学務課】

- ・（委員）生徒 A は受診し、結果記録等が必要だったと思うが、その後不都合が生じなかったのか。
（実施機関）市民病院では結果記録等がなくてもその後受診できたと報告を受けている。
- ・（委員）生徒 A 以外の 3 名についてもその後不都合が生じなかったのか。
（実施機関）2 名は自身で毎年検査をしているため不都合がなかったことを確認した。1 名はその後の毎年の定期健康診断で異常が見当たらなかったため、不都合は生じていないと報告を受けている。
- ・（委員）学校の定期健康診断では全ての病状がわかるのか。
（実施機関）大きな病状は分かると思う。異常があれば 2 次検診を受ける。あとは各家庭で様子を見ていただいている。
- ・（実施機関）受診前には各家庭で調査票を記入していただいている。心電図検診は小学校 1 年及び中学校 1 年で実施し、そのほかの学年は内科健診を行っている。
- ・（委員）5 年保存という決まりはあるのか。また、受診者は把握しているのか。
（実施機関）学校保健安全法で定められている。受診者は把握していない可能性が高い。
- ・（委員）小学校から中学校、中学校から高校へは記録の引継ぎがあるのか。
（実施機関）小学校から中学校までの 9 年間は健康診断の結果を一つにまとめ、転校等があった場合にも文書を引き継いでいる。中学校から高校への引継ぎは不明である。
- ・（委員）本人の意思で未受診であった記録は残るのか。
（実施機関）2 次検診をしていないから未受診であったという記録が整理表で残る。対象者は 240 名であり、4 名については未受診であり資料を廃棄してしまったという事実がある。
- ・（委員）自身の都合で未受診であったという記録が残っていないことに何か問題があるのか。
（委員）法的な責任にまで直結するとは考えにくい。
- ・（委員）再発防止策で 1 年保存から 5 年保存に変更したとあるが、そのような変更ができるのか。
（実施機関）誤廃棄を起こさないために、仕分けを行わないこと及び全て 5 年保存にするように保管方法を変更できるか委託先に確認したところ、できると回答を得ている。

- （委員）保管事務は他の自治体でも委託しているのではないか。統一の方法はなく、自治体ごとに保管方法を変更することはできるのか。

（実施機関）他の自治体でも委託しているが、委託契約は自治体ごとである。また、現場確認した際に、保管は自治体が行っている場合もあることを確認した。
- （委員）市の管理不行き届きになってしまわないように、委託先の事務を適切に確認する必要があると考える。
- （委員）学校健康安全法で5年保存と定められているのに1年保存の箱があるのはなぜか。

（実施機関）心電図の波形図や健康診断票等は5年保存と定められているが、鑑文などの軽微なものは1年保存として、仕分け作業を行っていた。
- （委員）2次検診を未受診の場合、自身で病院に行くように通知文書を送付しているのか。

（実施機関）2次検診を未受診の場合、追加で受診することはできないため、自身で病院に行くよう案内を行っている。案内方法は学校ごとの対応である。
- （委員）委託先がどのような流れで事務を行っているか確認しているのか。

（実施機関）現場確認を行った。
- （委員）再発防止措置として「事務処理方法の見直しを依頼」と記載されているが、本来であれば委託先から改善策を提示するべきではないか。

（実施機関）双方で協議し、事務処理方法の見直しを行った。
- （委員）未受診者に対して繰り返し受診を促すことは想定されていないのか。また、国はそこまでの対応を求めているのか。

（実施機関）受診するよう案内はしているが、受診したかどうかまで追跡調査は行っていない。国もそこまでは示していない。

【教職員課】

紛失

- （委員）外部に文書を持ち出す場合の統一基準はあるのか。

（事務局）平塚市個人情報保護安全管理措置基準14-6-3(3)で個人情報取扱区域に持ち出す場合には、個人情報保護管理者が確認してから持ち出すこととなっている。

紛失

- （委員）今回は許可を得て持ち出しているのか。

（実施機関）管理職にいつ、誰が、どこに、何を持ち出すか口頭で確認していると報告を受けている。
- （委員）学校の場合、個人情報保護管理者は誰になるのか。チェックリストを作成して確認する運用に変更を依頼する。

（実施機関）校長になる。
- （委員）耐火書庫から出したことはその都度記録しているのか。

(実施機関) 基本的には耐火書庫から出して別の部屋に持ち出しはしないことになっているが、利用名簿には記録している。最終的に返却したか確認できていなかったため、返却時にも確認するようにした。

- ・ (委員) 誤廃棄してしまった指導要録は再度作成できるのか。
(実施機関) 作成できる。
- ・ (委員) 持ち出しや返却時に全て校長が確認することは困難だと思うので、ダブルチェックで対応するように検討を依頼する。

誤廃棄、紛失

- ・ (委員) 紙が積んである机に置いてしまうと紛れてしまう可能性が高いため、クリアファイルに入れて置く等対応していないのか。
(実施機関) クリアファイルに入れていたかは確認していないが、本来は手渡しをする運用となっている。
- ・ (委員) 答案のみ机に置かれていてもその書類が何かわからないと思うので、クリアファイルで仕分ける等、受け取る者がわかるように工夫する必要があると考える。

【介護保険課】(5件すべてが同様の事故内容の為、審議内容をまとめて記載)

- ・ (委員) 類似している医療機関名のリストを作成することでリスクを回避できるのか。
(実施機関) リスト作成後は事故が発生していない。
- ・ (委員) 医療機関及び介護施設にはコード番号があるのか。
(実施機関) 申請されたものを入力するシステムとデータ読み取り用のシステムがあり、登録されている医療機関及び介護施設にはコード番号がある。しかし、読み取り用のシステムでは施設名で検索して入力している。
- ・ (委員) 類似する施設名でミスが発生しているため、コード番号で確認すればよいのではないのか。
- ・ (委員) 類似する施設名は約何件あるのか。
(実施機関) 約20件ある。
- ・ (委員) 認定調査依頼は電話でくるのか。
(実施機関) 申請書で受け付けている。
- ・ (委員) 申請は年間で約何件あるのか。
(実施機関) 令和4年度は10,200件程度の申請があった。
- ・ (委員) 申請書を受け付けた時点で全ての医療機関及び介護施設に番号を付番すればよいのではないのか。
- ・ (委員) 類似の事故が5件発生しているが、構造的な問題があるのか。原因がわかっていないと、一時的に発生していなくてもまた発生する可能性があると考ええる。

(2) 保有個人情報取扱事務の業務委託報告について【公開】

- ・ 事務局から「新規」、「変更」及び「廃止」の基準について、説明した。
- ・ (委員) 学務課での事例もあったように委託先での漏えい事故もあるため、各課の職員が「新規」、「変更」及び「廃止」の手続きについて、しっかり理解してほしい。
- ・ 事務局から補足説明する案件を絞ってメールで報告を行い、次回の審査会で審議することとした。

(3) その他【公開】

- ・ 次回の審査会の開催日について、後日調整することとした。

以 上

< 配付資料 >

- ・ 個人情報保護法ハンドブック
- ・ 個人情報に係る事故報告書
- ・ 保有個人情報取扱事務の業務委託報告書